

経営者保証に関する取組方針

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を踏まえ、多気郡農業協同組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

多気郡農業協同組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. ガイドラインに基づく誠実な検討

ご融資に際しては、ガイドラインの要件（①法人と経営者の一体性の解消あるいは、解消を図ろうとする法人等「法人から経営者への貸付がない、事業形態、影響力からも実質的一体と判断できないなど」②財務基盤の強化「債務超過ではない、直近2期の決算が黒字であるなど」③経営の透明性確保「決算書類等の定期的な提出が可能、適時、適切な情報開示がされているなど」）の充足状況に加え、成長可能性などを適切に評価し検討いたします。経営者保証が必要と判断した場合は、ガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な保証金額を検討いたします。

2. 経営者保証の契約時の対応

保証契約締結の必要性（どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか）や保証解除の可能性（どのように改善すれば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか）について、理解と納得が得られるよう丁寧かつ具体的に説明します。

3. 既存保証契約の見直し

既存保証契約の変更・解除のお申し出があった場合は、改めて保証の必要性や適切な保証の範囲について真摯かつ柔軟に対応いたします。

4. 事業承継時の対応

前経営者と後継者の双方に対して経営者保証を求める事は原則いたしません。事業承継時は、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、保証の必要性を改めて検討いたします。

5. 経営者保証を履行する時の対応

保証債務の履行を請求せざるを得ない場合には、一律に保証金額の全額に対して請求を行うのではなく、資産状況などを総合的に勘案し、履行請求の範囲を検討いたします。